**実地指導における主な口頭指摘事項からの周知**

資料　3

文書指摘だけでなく、口頭での指摘についても改善が必要です。口頭指摘の中でも、特に多かった事例をまとめましたので、参考にしてください。

**重要事項説明書**

【苦情相談窓口】

●重要事項説明書に記載されている江戸川区の苦情相談窓口が相違している事業所が複数確認出来ました。

下記の通りとなるため、修正をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 江戸川区福祉部障害者福祉課庶務係 |
| 電話番号 | ０３－５６６２－００５４ |
| 受付時間 | 月～金　８時３０分～１７時１５分 |

参考に東京都社会福祉協議会の連絡先は、以下のとおりとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 | 東京都社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会事務局 |
| 電話番号 | ０３－５２８３－７０２０ |
| 受付時間 | 月～金　９時～１７時 |

【料金等の確認】

●障害児通所支援の重要事項説明書に、事業所で算定する可能性のある項目を記載してください。

　下記単位数表は、東京都のモデル重要事項説明書に記載されているものを抜粋しました。目安として参考にしてください。

（主な給付費）※項目は例示のため、事業所で算定する給付費の項目を記載すること

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 単位数 |
| 児童発達支援 | １日につき○○○単位 |
| 児童発達支援管理責任者専任加算 | １日につき○○○単位 |
| 指導員加配加算 | １日につき○○○単位 |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） | １日につき○○○単位 |
| 欠席時対応加算（月４回を限度） | １回につき○○○単位 |
| 送迎加算 | 片道につき○○○単位 |